

平成 21 年 10 月 21 日

全国重症心身障害児(者)を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

各法人常任理事会会員 様

全国重症心身障害児(者)を守る会

会 長 北浦 雅子

#### 新型インフルエンザワクチンの優先接種について

去る 9 月 8 日に社団法人日本重症児福祉協会との連名で、厚生労働大臣及び厚生労働省障害保健福祉部長等に対し、重症心身障害児(者)を新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象としていただくよう要望をしていたところですが、このほど、別紙のとおり「新型インフルエンザワクチンの基本方針」が策定され、重症心身障害児(者)が同ワクチンの優先接種の対象になることとなりましたのでお知らせします。

なお、新型インフルエンザワクチン接種に関しては、時々刻々新たな情報が発出されていますので、分からないことがありましたら、主治医の先生や最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

本情報につきましては、会員の皆様にも周知して頂きますようお願い申し上げます。  
また、この情報は、当会のホームページにも掲載しております。

(別紙)

新型インフルエンザワクチンの基本方針  
(平成 21 年 10 月 1 日：厚生労働省)

1. 優先接種対象者及び接種開始時期

区分	優先順位	対象者	接種開始時期
優先接種対象者	1	新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む)	10月
	2	妊婦	11月
		基礎疾患を有する者	11月～12月
	3	1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	12月
4	1歳未満の小児の保護者	1月	
その他	5	小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者	1月
	6	高齢者(基礎疾患を有する者を除く)	1月

※1 重症心身障害児(者)は、「基礎疾患を有する者」の中に含まれています。

※2 ワクチンの接種開始時期は、地域によって若干異なる場合があります。  
主治医の先生か、最寄りの市区町村にお尋ねください。

2. ワクチン接種の方法、接種場所

(1) ワクチンの接種は、原則として主治医が行うことになっていますので、ワクチンの接種を希望する場合は、主治医の先生にご相談してください。

(2) 重症心身障害児施設や国立病院に入所中の重症心身障害児(者)の場合は、施設や病院でワクチン接種が行われる場合が多いと考えられますので、施設や病院の職員にお尋ねください。

また、重症心身障害児(者)通園事業「A型」のように医療機関に併設されている通園施設の場合には、その通園施設でワクチン接種をする場合も考えられますので、通園施設に確認をしてください。